

令和9年4月1日以降における各公共施設の使用料、各種証明書等の手数料の一例

令和9年
4月～

◆ 改定する公共施設の使用料(一例)

地区公民館
(半日・165㎡以上
300㎡未満)

1,100円/4時間
▶ 1,430円/4時間

乙川交流センター
ニコパル
(半日・多目的ホール)

12,570円/4時間
▶ 9,420円/4時間

アイプラザ半田
(講堂・平日・午前)

15,290円/3.5時間
▶ 19,870円/3.5時間

体育館
(アリーナ全面)

2,200円/最初の2時間
▶ 2,800円/最初の
2時間

温水プール
(一般・小人)

一般 520円 ▶ 670円
小人 210円 ▶ 270円

半田運動公園
テニスコート
(1面)

660円/2時間
▶ 850円/2時間

市民活動
支援センター
(市民活動ルームA～C・午前)

830円/4時間
▶ 1,070円/4時間

新美南吉記念館
(展示室・個人)

220円
▶ 280円

令和9年
4月～

◆ 改定する各種証明書等の手数料(一例)

市税に関する証明

200円
▶ 300円

不動産その他資産に
関する証明

200円
▶ 300円

印鑑登録証明書の交付

200円
▶ 300円

住民基本台帳又は
その一部を記載した
書類の閲覧

200円
▶ 300円

市税に関する公簿又は
公図の閲覧

100円
▶ 300円

住宅用家屋証明

1,300円
▶ 800円

上記以外にも、使用料・手数料の改定があります。
詳細は市ホームページからご確認いただくか、
各施設や担当窓口にお問い合わせください。

改定後の料金など
詳細はこちら ▶



◆ 減免措置

公共施設の使用料は利用者負担が原則ですが、それぞれの施設の設置目的に照らして真にやむを得ない場合等に使用料の減免措置を行っています。

各公共施設の使用料の減免措置は、それぞれの施設の窓口等にお問い合わせください。

◆ 今後の方針

今後は、5年ごとに定期的に使用料・手数料の見直しを行うことで、利用者負担の適正化を図り、サービス水準の維持と持続的なサービスの提供を行います。

あわせて、公共施設の利用率の向上による使用料収入の増加や運営費等の縮減などを図りながら、公共施設の在り方の見直しにつなげていきます。